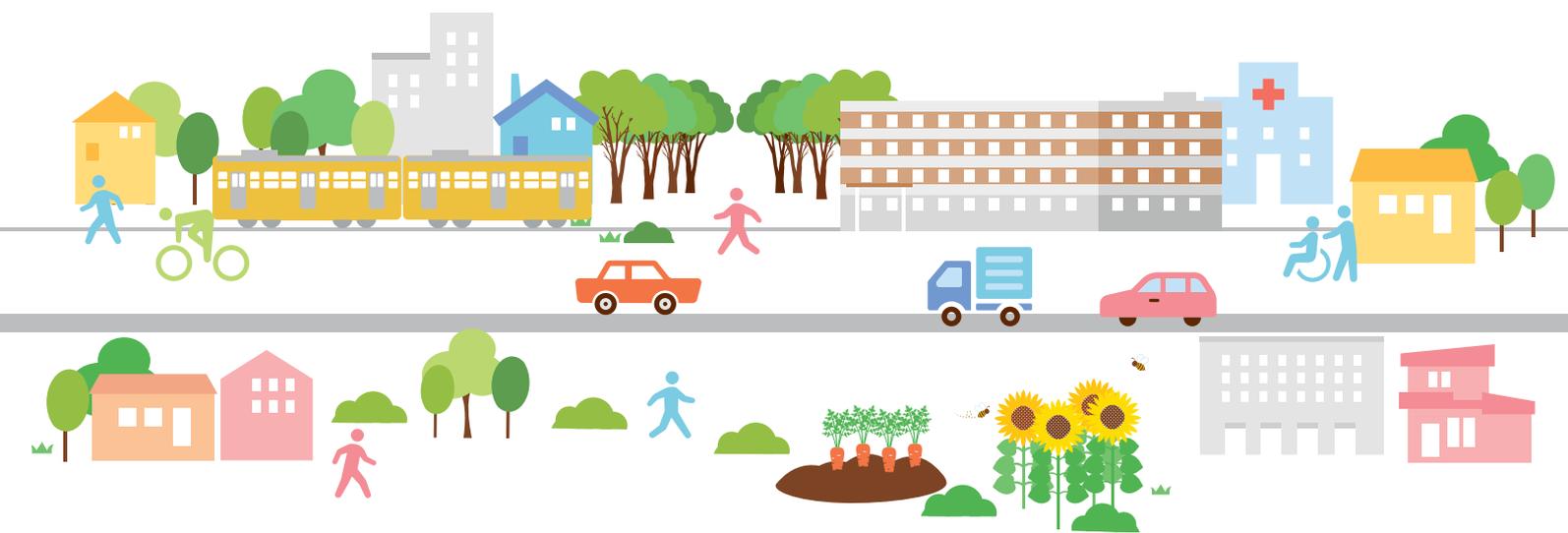


清瀬市都市計画 マスタープラン

概要版



令和2(2020)年3月

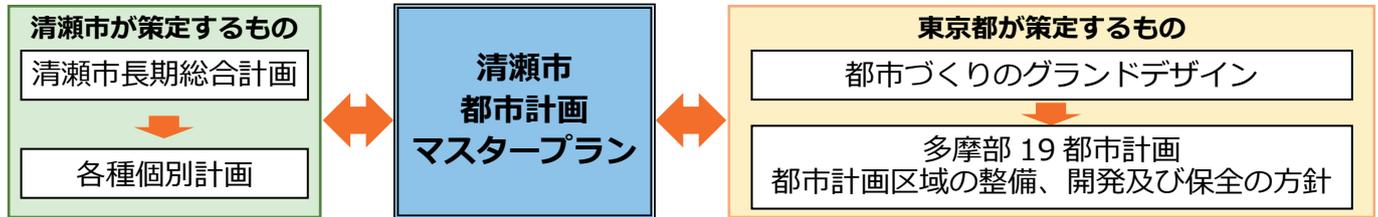


清瀬市都市計画マスタープランの改定にあたって

清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ (本編 P 2)

都市計画マスタープランは、令和 22 (2040) 年を目標として、市民・事業者・市が都市づくりを進める上での共通の指針となるよう、長期的な視点から将来の都市の姿や土地利用、都市の基盤となる施設の整備の方針などを定めたものです。

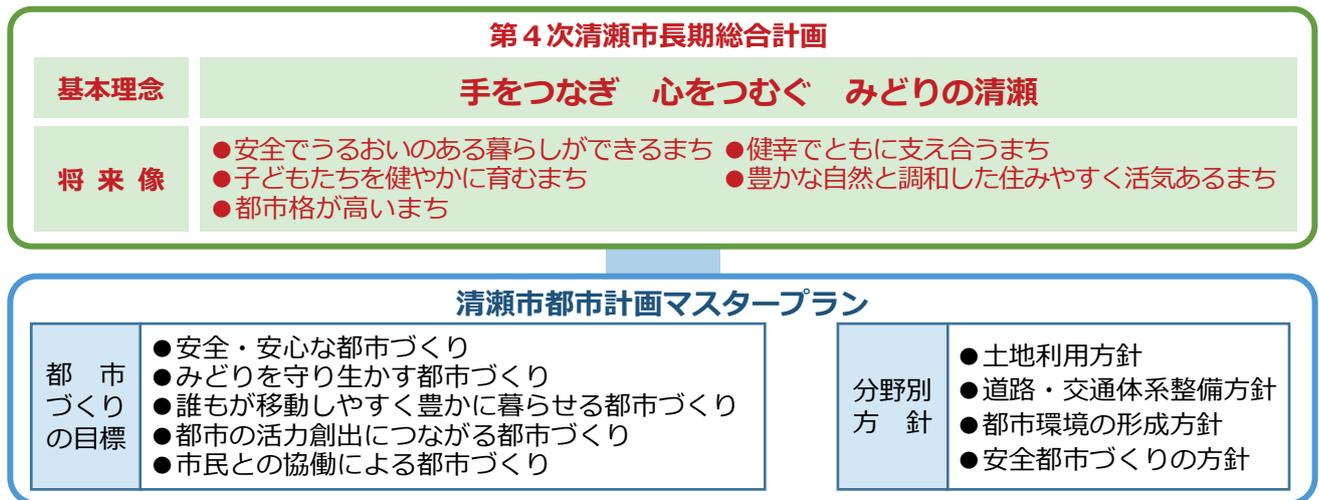
清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ



全体構想

都市の将来像 (本編 P 8)

本プランでは、第 4 次清瀬市長期総合計画の基本理念や将来像を踏まえ、今後 20 年間で実現を目指す都市づくりの目標を設定し、その目標実現のための取り組みの方向性を分野別方針で位置づけます。



都市づくりの課題 (本編 P 13、14)

課題 1 土地利用に関する課題

- 鉄道駅周辺での商業機能集積の誘導
- 東 3・4・15 の 2 号線 (新東京所沢線) などの幹線道路の沿道空間の活用促進
- 事業所などが立地可能な土地利用の検討
- 用途地域と土地利用実態が乖離している地域の土地利用のあり方の検討

課題 2 道路・交通に関する課題

- 未着手の都市計画道路の必要性の検証
- 必要な都市計画道路の整備推進
- 歩行者の安全の確保と自転車利用の促進
- 市北部での公共交通の利便性の向上
- 都市高速鉄道 12 号線の延伸の早期実現

課題 3 都市環境に関する課題

- 新たな制度を活用したみどりの保全・活用
- 市民ニーズを踏まえた公園整備のあり方の検討

課題 4 安全・安心に関する課題

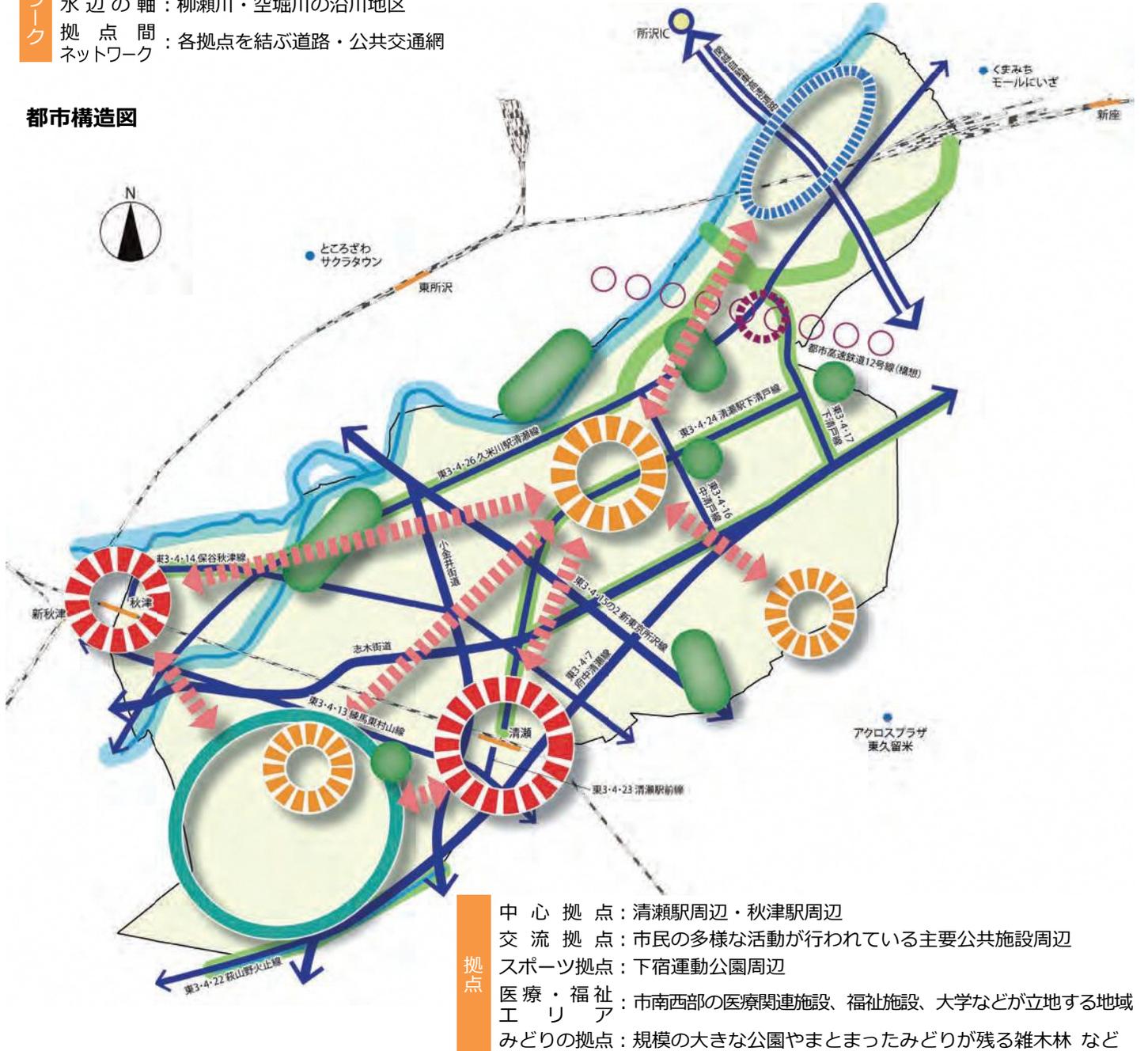
- 地震・火災・水害などの災害対策の充実
- インフラ施設の整備・更新
- 避難所となる公共施設の安全性の確保
- 住宅の耐震化
- 被災後の復興都市づくりのあり方の検討

将来都市構造 (本編P 10~12)

拠点周辺においては、それぞれの拠点の特性を生かした都市づくりを進めつつ、拠点間のネットワークの形成を図り、市内及び隣接市との移動環境を高めることで、活力ある持続可能な集約型の都市構造の実現を目指します。

- 軸・ネットワーク
- 広域連携軸：主要幹線道路〈東3・4・7号線(府中清瀬線)、東3・4・15の2号線(新東京所沢線)、小金井街道、志木街道〉
- 地域連携軸：市内の各地域間を結ぶ幹線道路〈東3・4・26号線(久米川駅清瀬線)、けやき通り など〉
- 高速連携軸：関越自動車道
- みどりの軸：けやき通り、東3・4・17号線(下清戸線)、志木街道・新小金井街道の一部 など
- 水辺の軸：柳瀬川・空堀川の沿川地区
- 拠点間ネットワーク：各拠点を結ぶ道路・公共交通網

都市構造図



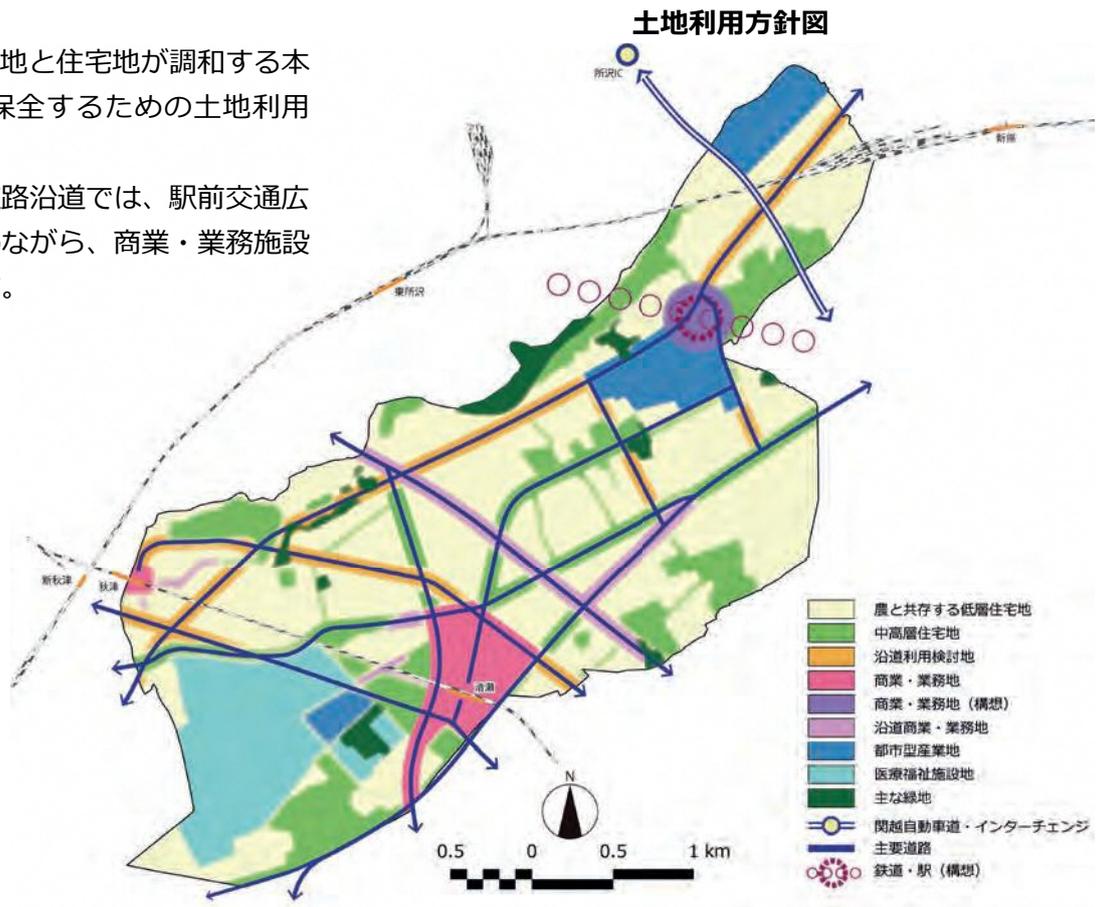
- 中心拠点
- 交流拠点
- スポーツ拠点
- 医療・福祉エリア
- みどりの拠点
- 広域連携軸
- 地域連携軸
- 高速連携軸 (インターチェンジ)
- みどりの軸
- 水辺の軸
- 拠点間ネットワーク
- 鉄道・駅 (構想)

分野別方針

土地利用方針（本編P16～19）

■基本的な方針■

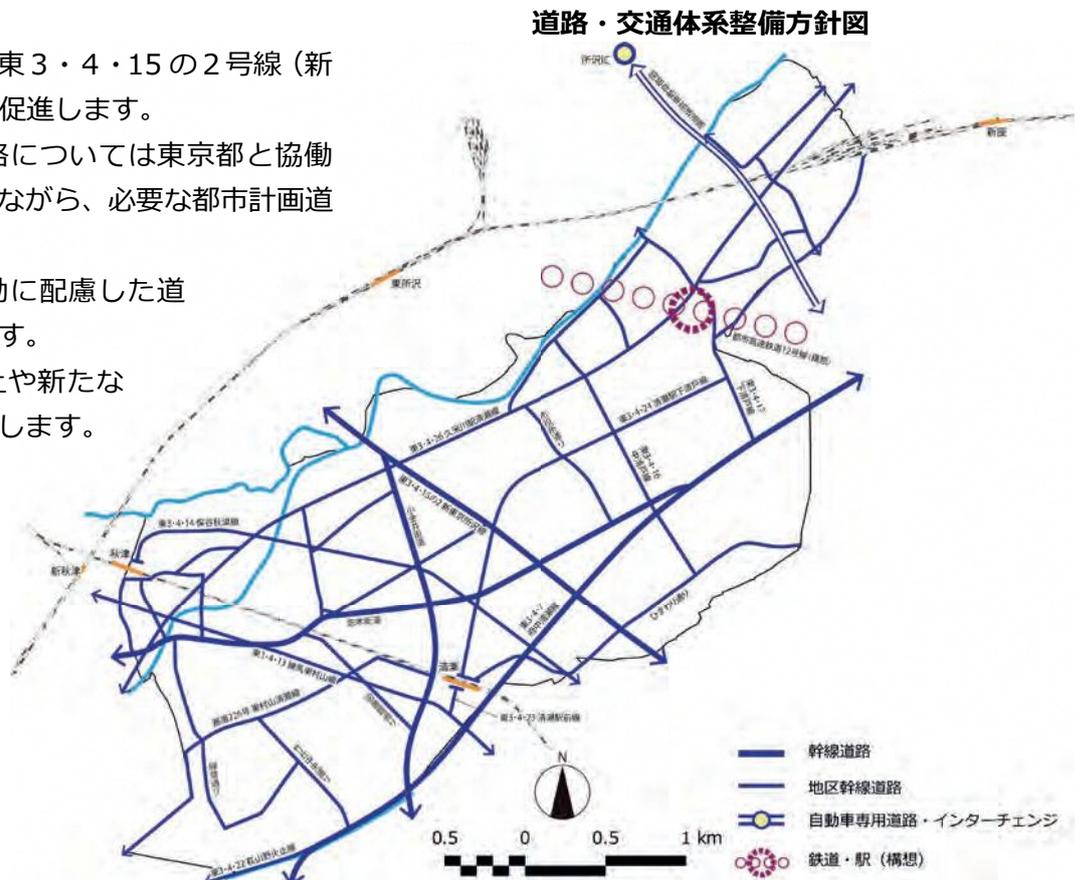
- ◎低層住宅地を中心に、農地と住宅地が調和する本市の良好な居住環境を保全するための土地利用を継続します。
- ◎鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道では、駅前交通広場などの基盤整備を進めながら、商業・業務施設などの立地を誘導します。



道路・交通体系整備方針（本編P20～22）

■基本的な方針■

- ◎主要な幹線道路となる東3・4・15の2号線（新東京所沢線）の整備を促進します。
- ◎未着手の都市計画道路については東京都と協働で必要性の検証を行いながら、必要な都市計画道路の整備に努めます。
- ◎自転車や徒歩での移動に配慮した道路空間の整備を進めます。
- ◎公共交通の利便性向上や新たな移動手段の導入を検討します。

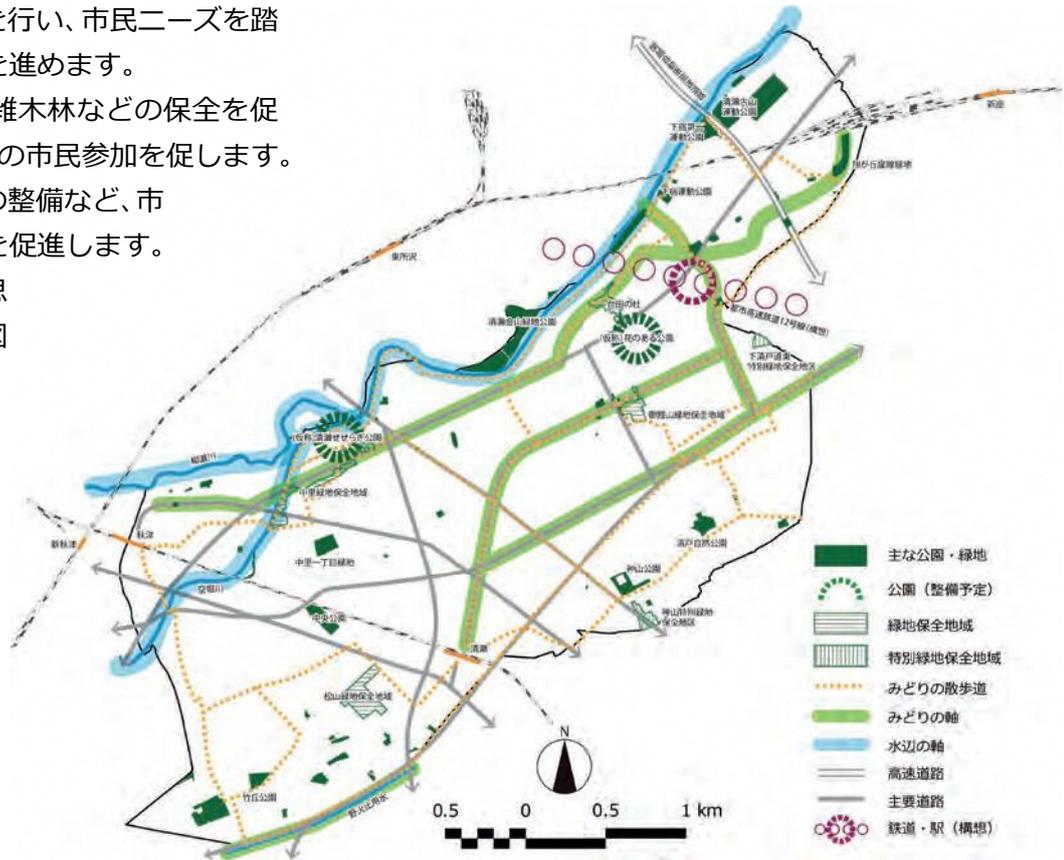


都市環境の形成方針（本編P 23～26）

■基本的な方針■

- ◎公園のあり方について検討を行い、市民ニーズを踏まえた利用される公園整備を進めます。
- ◎生産緑地やまとまりのある雑木林などの保全を促進するとともに、保全活動への市民参加を促します。
- ◎河川環境の保全や親水空間の整備など、市民が水に親しめる環境形成を促進します。
- ◎いつまでも住み続けたいと思える良好な住環境の形成を図ります。
- ◎市民が主体となったまちづくりのルール作成などの支援を推進します。
- ◎農地や雑木林などの武蔵野の面影を残す景観の保全を図り、みどりあふれるうらおいのある都市景観の形成を促進します。

都市環境の形成方針図

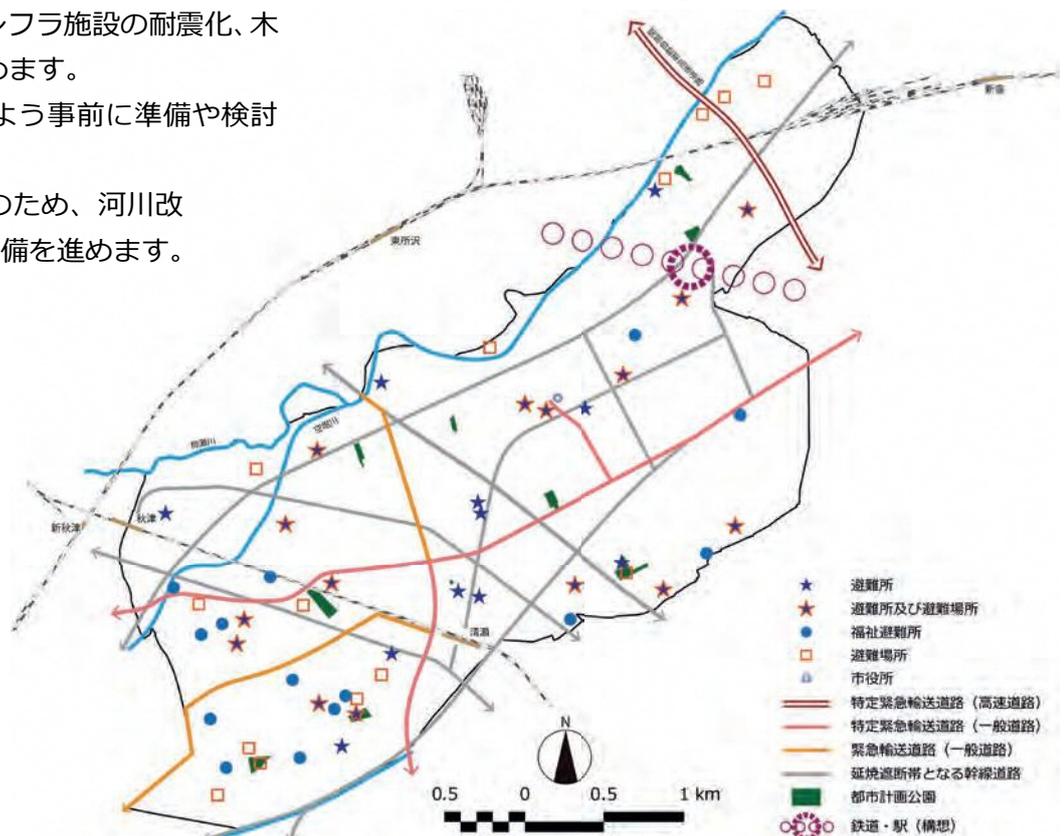


安全都市づくり方針（本編P 27～30）

■基本的な方針■

- ◎公共施設や下水道などのインフラ施設の耐震化、木造住宅密集地域の改善を進めます。
- ◎被災後の復興が迅速に進むよう事前に準備や検討を進めます。
- ◎水害の発生防止や被害軽減のため、河川改修や雨水排水・貯留施設の整備を進めます。
- ◎地域コミュニティを中心とした共助による防災体制の確立を進めます。
- ◎空き家対策や交通安全対策など、地域の安全性を高めるための仕組みの構築を進めます。

安全都市づくり方針図



地域別方針

清瀬駅周辺地域（本編P33～36）

◎清瀬駅周辺地域では、南口の駅前交通広場や都市計画道路の基盤整備を進めつつ、商業・サービス施設や事務所などの多様な機能の集積するにぎわいのある中心市街地の形成を目指します。

清瀬駅周辺地域の都市づくり方針図

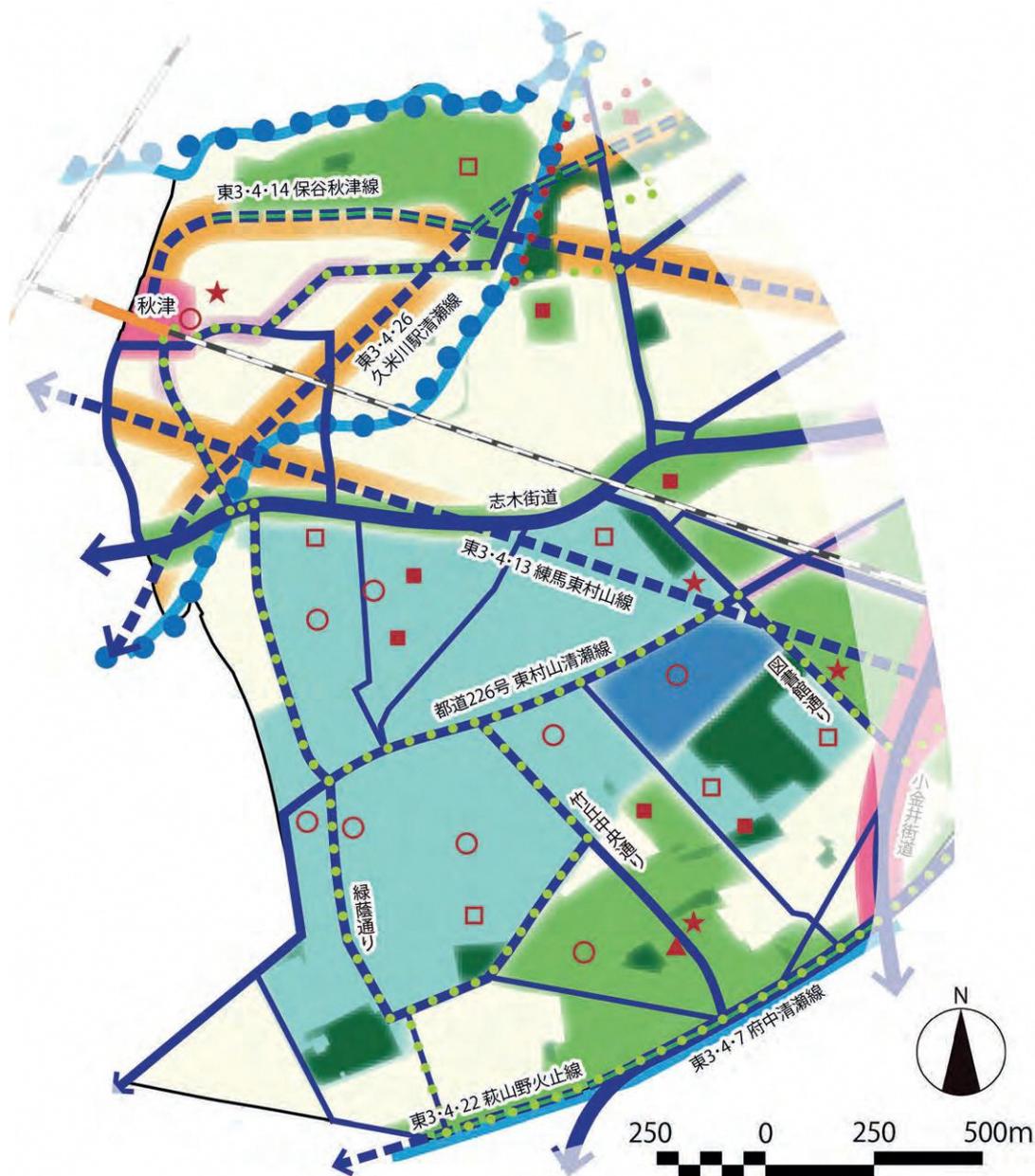


	農と共存する低層住宅地		幹線道路		小中学校
	中高層住宅地		地区幹線道路		高校・大学等
	沿道利用検討地		主要生活道路		主な公共施設
	商業・業務地		主な公園・緑地		病院
	沿道商業・業務地		みどりの軸		
	都市型産業地		みどりの散歩道		
	医療福祉施設地		水辺の軸		

南部地域 (本編P38~41)

- ◎南部地域では、秋津駅周辺において商業・サービス施設の立地を誘導し、周辺の住民や駅利用者の利便性の向上を図るとともに、駅周辺地域の基盤整備について検討します。
- ◎地域の南西側に広がる大規模な医療・社会福祉施設が集積した病院街があり、その周辺にはみどり豊かな空間が残っています。こうした環境を維持・保全していくための施策について検討します。

南部地域の都市づくり方針図



	農と共存する 低層住宅地		幹線道路		小中学校
	中高層住宅地		地区幹線道路		高校・大学等
	沿道利用検討地		主要生活道路		消防署
	商業・業務地		主な公園・緑地		主な公共施設
	沿道商業・業務地		みどりの軸		病院
	都市型産業地		みどりの散歩道		
	医療福祉施設地		柳瀬川回廊		
			水辺の軸		

中部地域 (本編P42~45)

- ◎ 中部地域では、柳瀬川や空堀川沿いに点在する清瀬せせらぎ公園や清瀬金山緑地公園、台田の杜を整備・保全することで、水とみどりに親しむことができる環境を目指します。
- ◎ 新たに整備される都市計画道路の沿道について、周辺の住環境や自然環境に配慮しつつ、周辺地域の利便性の向上や活性化に寄与する土地利用を誘導します。

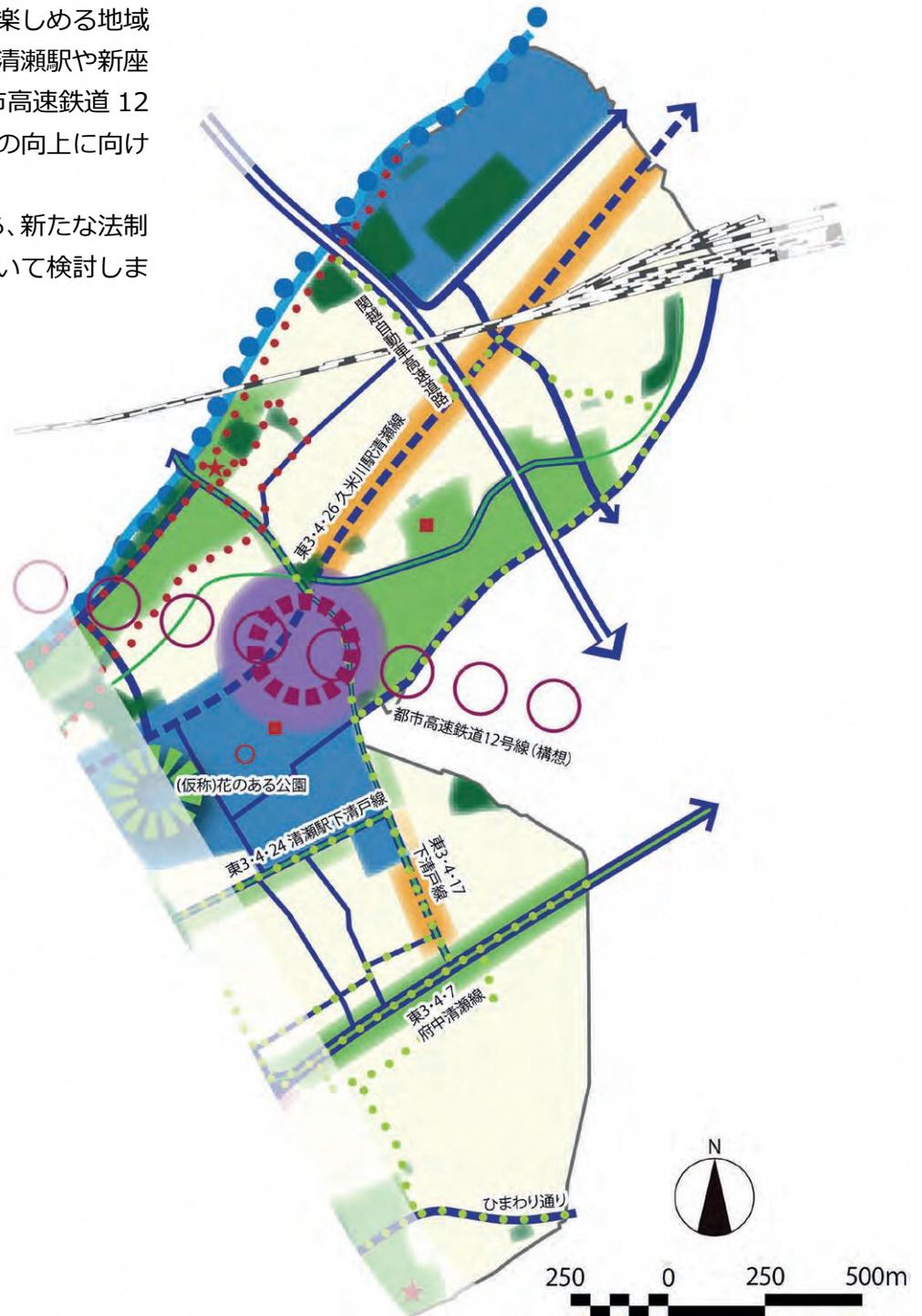
中部地域の都市づくり方針図



北部地域 (本編P46~49)

- ◎北部地域では、下宿運動公園や清瀬内山運動公園などのスポーツ施設の集積を生かし、スポーツや健康づくりを楽しめる地域づくりを目指します。また、清瀬駅や新座市へのアクセスの改善や都市高速鉄道12号線の延伸など、交通利便性の向上に向けた取り組みを検討します。
- ◎地域内は農地が多いことから、新たな法制度に基づき、農地の活用について検討します。

北部地域の都市づくり方針図



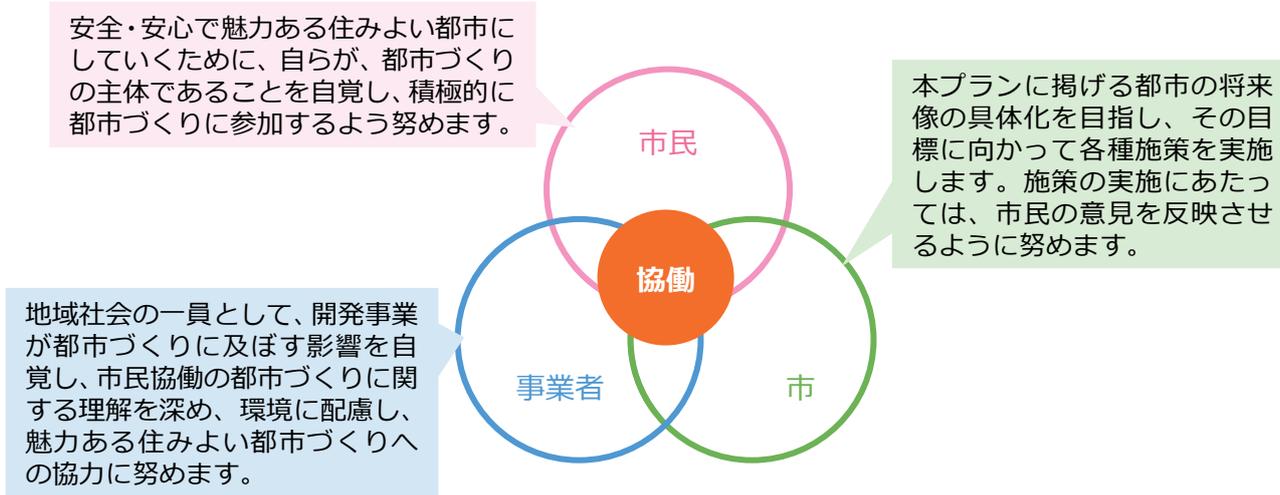
	農と共存する低層住宅地		関越自動車道		みどりの軸
	中高層住宅地		幹線道路		みどりの散歩道
	沿道利用検討地		地区幹線道路		柳瀬川回廊
	商業・業務地(構想)		主要生活道路		水辺の軸
	沿道商業・業務地		鉄道・駅(構想)		小中学校
	都市型産業地		主な公園・緑地		主な公共施設
			整備予定公園		病院

実現に向けて

協働による都市づくり (本編P52、53)

本プランの実現に向けて、市民、事業者、市が都市の将来像や目標を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを進めます。

都市づくりの役割分担



協働の都市づくりに向けた取り組み

情報提供と意識啓発

機会の創出

活動への支援

「清瀬市住環境の整備に関する条例」による都市づくりの推進 (本編P53)

地区単位でのきめ細かい都市づくりを進めるため「清瀬市住環境の整備に関する条例」の活用を促進します。そのため、制度の周知や地域の都市づくりに関する情報提供を進め、「地区まちづくり協議会」の設立に向けた動きを促進するとともに、専門家の派遣などを通じて地区まちづくり協議会による「地区まちづくり計画」の素案づくりを支援します。

都市づくりの推進に向けた市の取り組み (本編P54)

1 庁内の連絡体制の確立

- 都市の将来像を実現するためには、都市計画分野だけにとどまらず、福祉・教育・環境・産業・コミュニティなどの分野を横断した取り組みが求められます。
- 庁内の関係部署と情報共有や相互調整を行いながら連携を図り、全庁的に都市づくりを進めます。

2 広域的な連携

- 関連する周辺自治体との連携を強化し、整備のあり方や整備時期を調整することで、効果的で効率的な都市づくりを進めます。
- 幹線道路整備や都市高速鉄道12号線の延伸にあたっては、国や東京都、埼玉県などとの調整を進め、事業化に向けた取り組みを推進します。

3 都市計画マスタープランの進捗管理

- 長期総合計画と連携しながら、本プランに基づいた都市づくりが円滑に進んでいるかを定期的に点検できる仕組みを構築し、見直しにつなげられる進捗管理を行います。

4 都市計画マスタープランの見直し

- 本市をとりまく社会経済状況の変化や上位計画の改定など、内容の見直しの必要が生じた場合には、各種関連計画との整合を図りながら、市民参加により見直しを行います。

清瀬市都市計画マスタープラン 概要版

令和 2（2020）年 3 月発行

発 行：清瀬市

〒204-8511 清瀬市中里五丁目 842 番地

TEL 042-492-5111（代表）

<https://www.city.kiyose.lg.jp/>

編 集：都市整備部まちづくり課

清瀬市都市計画マスタープラン 概要版

<https://www.city.kiyose.lg.jp/>

発行：清瀬市 〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地 TEL: 042-492-5111 (代表)

